NSE 需給契約約款　新旧対照表

2026 年 10 月 1 日

改正後	現行	備考
Ⅲ契約種別および料金 **13　料金** (3) 基本料金 基本料金は１月につき個別条件書に定めた料金単価および料金算定式、その１月の契約電力により算定されます。なお、定額電灯で、かつ契約容量が１キロボルトアンペア未満となる需要を除き、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	**Ⅲ契約種別および料金** **13　料金** (3) 基本料金 基本料金は１月につき個別条件書に定めた料金単価および料金算定式、その１月の契約電力により算定されます。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	電気未使用時の半額適用条件の見直し
Ⅳ料金の算定および支払い **18　料金の算定** (5) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては、定額電灯および従量電灯で、かつ契約容量が１キロボルトアンペア未満となる需要を除き、日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。	**Ⅳ料金の算定および支払い** **18　料金の算定** (5) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。	日割り計算の適用条件の見直し

以上